



大仙市木造住宅耐震診断支援事業

地震による木造住宅の倒壊等による災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、個人負担1万円（残額は市等が負担）で耐震診断ができます。

なお、この事業は耐震診断に関するものであり、耐震補強案の作成や工事などは行いません。

1 募集期間（令和7年度）

令和7年6月2日(月)～令和7年11月28日(金) 先着3戸

※期間内でも募集戸数を超えた場合は打ち切らせていただくことがあります。

2 事業の概要

（1）補助対象となる「住宅」

次のすべての要件にあてはまる住宅を対象とします。

○大仙市内に存すること。

○昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅であること。（店舗併用住宅の場合は、併用部分である店舗の床面積が延べ面積の2分の1未満であること。また、お住まいの住宅の建築構造が丸太組工法でないこと。）

○過去に、大仙市木造住宅耐震改修等補助事業による補助金の交付を受けて、耐震診断、耐震改修工事を実施していないこと。

（2）補助対象者

次のすべての要件を満たしている者を対象とします。

○対象住宅を所有（共有を含む）する個人であること。

○所有者及び同一世帯に属する者が、本市の市税を滞納していないこと。

3 申込について

次の書類を添付して、申込をしてください。

○対象住宅の着工年月日が確認できる書類（建築確認通知書、確認検査済証、登記事項証明書、固定資産税（土地・家屋）課税明細書などの公的書類）の写し。

○住宅の図面（平面図等）。無い場合も申し込みはできます。

○申請者及び同一世帯に属する者の納税証明書。

○その他市長が必要と認める書類（委任状、同居人がいる場合は同意書の写し等）。

4 申込後の流れ

申込後、事業の対象として支障がない場合は、承認通知書を送付します。承認通知書の中に記載された耐震診断を担当する建築士（以下、耐震診断士）が、現地調査の日時調整のために後日、電話等で連絡をいたします。

5 現地調査について

お伺いする耐震診断士は、秋田県知事により「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度」により登録を受けた建築士で、「登録証」を携帯しています。

耐震診断は、「木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）」（国土交通省住宅局建築指導課監修、社団法人日本建築防災協会発行）に掲載されている「一般診断法」に基づき診断します。なお、一般診断法とは、耐震補強等の必要性の判定を目的とした診断方法で、原則として非破壊による調査で分かる範囲の情報に基づくものですが、建物の状態等を可能な限り目視で行うことから、床下、天井裏、押し入れ等から調査します。

なお、現地調査に伺った際に、お住まいの住宅の利用状況や建築工法により、耐震診断の対象とならない場合があります。

6 診断費用の額（自己負担額）

耐震診断費用として、1万円がかかります（残額は市等が負担します）。

7 診断結果

耐震診断後は、市から診断結果を郵送いたします。耐震診断は、一般診断法に基づき診断し、上部構造評点が下の表のように4段階で評価されます。この数値がより小さいほど耐震性がなく、危険であることを示します。

なお、上部構造評点1.0以上あれば、新耐震基準（昭和56年）において最低限必要な構造耐力（震度6強の地震で建物が倒壊しない）があるということになります。

上部構造評点	判 定	内 容
1.5以上	倒壊しない	◎安全ですが点検を行いましょう
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	○より安全にするために点検補修しましょう
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	△補強工事を行い1.0以上にしましょう
0.7未満	倒壊する可能性が高い	×早めに補強工事を行い1.0以上にしましょう

※上部構造評点1.0未満「倒壊する可能性が高い」または0.7以上～1.0未満「倒壊する可能性がある」を、1.0以上にするための耐震補強工事（耐震改修）に対して補助金の交付を受けることができます。ただし、交付には条件が有りますので、事前にご相談ください。

→「大仙市木造住宅耐震改修補助事業（耐震改修）」参照

お問い合わせ先
大仙市建設部 建築住宅課
電話：0187-66-4909